

## 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	白根総合公園白根カルチャーセンター		
管理者名	(公財)新潟市開発公社	指定期間	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日
担当課	南区地域総務課		
所在地	区名 南区	住所 南区上下諒訪木1775番地1	
根拠法令	スポーツ基本法・都市公園法		
設置条例	新潟市都市公園条例		
施設概要	敷地面積 建物構造 主要施設	7,300m <sup>2</sup> , 延床面積 6,801.9m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造3階建	
	1階 2階	メインアリーナ（バスケットコート2面・バレー・ポールコート2面 ・バドミントンコート8面・アリーナ客席504席）, ステージ（間口1.9m×奥行き9m）, 控室（2室）, 柔道場（畳176枚分・2面）, 展示コーナー, ミーティングルーム, 更衣室・シャワー室・ロッカールーム サブアリーナ（バドミントンコート3面）, トレーニングルーム, ランニングコース（1周182m）, 研修室, 視聴覚室, 更衣室・ロッカールーム, 観覧席（504席）	

施設設置目的	
スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。	
管理・運営に関する基本理念・方針等	
<p>(1)新潟市体育施設条例並びに新潟市都市公園条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。</p> <p>(2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、サービスの向上や平等利用を確保すること。</p> <p>(3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。</p> <p>(4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。</p> <p>(5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。</p> <p>(6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。</p> <p>(7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。</p> <p>(8)指定管理者制度を理解し、実践すること。</p> <p>(9)本市施策の方向性（南区の健康増進施策の方向性である、健康づくりや運動の習慣化）にあった自主事業の提案・実施に努めること。</p>	

### 令和5年度

視点	評価項目	評価指標	実績	評価※	評価コメント※
市民	広報の充実	・ホームページアクセス数（プールを除く白根総合公園内施設全体）が年間68,000件以上			
	基準利用者数の達成	・年間利用者数 82,900人以上			
	各種サービス別満足度	・利用者アンケートで「やや満足」以上が70%以上			
	苦情・要望に対する対応	・苦情・要望には7営業日以内に回答 ・苦情対応マニュアル整備			
	地域連携・社会貢献活動	社会貢献活動（地域連携事業）年1回以上実施			
	本市施策に合致したサービス提供	・本市施策に合致した自主事業（スポーツ教室等）を年間44件以上実施 ・事業参加者 年間延4,000人以上			

財務	管理運営経費削減への取り組み	・省エネ及び環境に配慮した経費削減の取組を実施		
	市の歳入の増加	・使用料収入を年間 10,659千円以上(但し、免除の状況を考慮して評価する)		
業務	事業計画・事業報告の適切さ	・事業報告が分かりやすく、かつ正確である ・事業報告の締切厳守		
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	・危機管理マニュアルの職員周知 ・防災訓練年1回以上実施		
	事件・事故発生時の対応の適切さ	・利用者の安全確保のための対応が整理されているか(避難の誘導や蘇生対応等) ・警察や消防への連絡体制が整備されているか ・市の主管課への連絡体制が整備されているか ・事件・事故対応訓練や講習を年1回以上実施		
	自己管理システム	・事業報告書において、業務の自己点検と業務への反映についての具体的記載		
	事故防止の取組	・補償を伴う事故発生件数0件		
	関係法令の遵守	・個人情報保護、情報公開及びコンプライアンスに関する研修1回以上		
	業務基準書等に定める事項の遵守	・その他業務仕様書等に定める事項の遵守		
人材	配置人員の習得度	・職員研修を年1回以上実施		
	労働基準の充足	・労働関係法令の遵守		

【評価基準】

A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B:要求水準(評価指標)が達成されている

C:要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。  
(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていないければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指 定 管 理 者 記 載 欄 ( ア ピ ー ル し た い 事 項 ・ 未 達 成 項 目 へ の 改 善 策 等 )

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 ( 所 見 )